

①事業計画（県知事の認可が必要 土地区画整理法第52条第1項）

事業計画とは、施行地区、設計の概要、事業施行期間及び資金計画などを定めるもので、区画整理事業の内容を示す説明書のようなものです。区画整理事業の施行にあたり、事業計画の設計の概要について県知事の認可が必要です。

| 主な構成   | 内容                                                                                        |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称  | 岐阜都市計画事業 穂積駅南土地区画整理事業                                                                     |
| 施行者の名称 | 瑞穂市                                                                                       |
| 施行地区   | 瑞穂市別府字堤内二ノ町及び三ノ町の一部<br>面積は約1.7ha                                                          |
| 設計の概要  | 土地区画整理事業の目的<br>施行地区内の土地の現況<br>設計の方針<br>区画整理施行前後の地積<br>平均減歩率（個々の減歩率ではありません）<br>公共施設整備改善の方針 |
| 事業施行期間 | 施行期間（○年○月○日から○年○月○日まで）                                                                    |
| 資金計画   | 事業に要する収入と支出<br>年度ごとの歳入歳出資金計画<br>関連事業の事業費                                                  |
| 図面     | 区域図、設計図、現況図、市街化予想図                                                                        |

②施行規程（市の条例化が必要 土地区画整理法第53条第1項）

施行規程とは、市が施行する区画整理事業に関し、事業の名称や施行地区、事業の範囲や事務所の所在地などを定めるもので、区画整理事業の実施についての法令運用のための細則です。施行規程は市議会の議決を経て条例として定めます。

| 主な構成                         | 内容                                                 |
|------------------------------|----------------------------------------------------|
| 事業の名称                        | 岐阜都市計画事業 穂積駅南土地区画整理事業                              |
| 施行地区に含まれる地域の名称               | 瑞穂市別府字堤内二ノ町及び三ノ町の一部                                |
| 事業の範囲                        | 土地区画整理法第2条第1項及び第2項に規定する事業                          |
| 事務所の所在地                      | 瑞穂市別府 1 2 8 8 番地                                   |
| 費用の分担に関する事項                  | 事業の収入項目                                            |
| 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項 | 審議会委員の定数や任期<br>審議会委員を選挙により選定するための選挙の内容             |
| その他政令で定める事項                  | 地積の決定の方法に関する事項<br>（従前の土地及び借地権の地積の決定方法）<br>清算金の清算方法 |



- 土地区画整理審議会とは？  
土地区画整理法第56条に基づき、市が施行する土地区画整理事業では、土地区画整理審議会を設けることとなっています。
- 審議会委員とは？  
換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について、審議する諮問機関の委員です。
- 委員はどうやって決めるの？  
施行地区内の宅地の所有者及び宅地において借地権を有する者が、それぞれ各別に選挙します。また、定員の5分の1を超えない範囲において、学識経験を有する者から市長が委員を選任します。
- 委員の人数は？  
土地区画整理法第57条及び土地区画整理法施行令第18条により、施行面積が50ha未満の場合は、10人となります。
- 委員の任期は？  
5年をこえない範囲において施行規程で定めます。
- 予備委員とは？  
審議会委員に欠員が生じた場合に、委員として補充される方です。